

防 災 計 画

馬路中学校

馬路中学校 防災規定

第一条 《目的》

学校における火災その他の災害の未然防止を図り、災害発生に際しては、避難・誘導・通報・初期消火を図り、被害を最小限に止めるため、この規定を定める。

第二条 《防火管理者の設定》

前条の目的達成のため、防火管理者・火元責任者を定め、馬路中学校自衛消防隊を置く。

第三条 《防火管理者の任務》

防火管理者は、火元責任者及び自衛消防隊を掌握して、次の業務を行うものとする。

- (1) 火器の使用又は取り扱いの管理に関すること。
- (2) 設備及び器具の火災防止の管理に関すること。
- (3) 消防設備の点検及び整備に関すること。
- (4) 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。

第四条 《火元責任者の任務》

1. 火元責任者は防火管理者の統括のもとに受け持ち区域における次の業務を行うものとする。
 - (1) 整理・整頓行うものとする清掃の実施。
 - (2) 火器の管理。
 - (3) 火災予防上必要な事項。
 - (4) 簡易消火器の外部検査。
2. 火元責任者は、検査の結果、不備な点を発見したときは、校長に報告すること。

第五条 《定期検査の基準》

1. 火災予防に関する定期検査の基準は次の通りとする。

(1) 火器関係設備及び器具の管理状況	3ヶ月に1回
(2) 電気設備及び器具の下記の管理状況	3ヶ月に1回
(3) 危険物・準危険物・特殊可燃物の管理状況	1ヶ月に1回
(4) 簡易消火器の外部検査	3ヶ月に1回
(5) 簡易消火器の機能検査	1ケ年に1回
2. 防火管理者は前項の基準に基づき毎年定期検査計画を立て、これを実施し、その都度校長に報告するとともに、必要な整備及び処置を講じなければならない。

第六条 《自営防災隊の編成及び任務》

馬路中学校自衛消防隊に、隊長・消化班・避難誘導班・通報班・救護班・搬出班を置く。

- (1) 隊長は、隊員の指導と消防訓練計画に基づく訓練を実施し、警備計画に基づく火災その他の災害を防ぎ消防活動を行う。
- (2) 避難誘導班は、火災その他の非常に際し、機を失せず避難誘導にあたる。
- (3) 消火班は、消化器具の点検・操作訓練に務め、災害発生に際しては初期消化に務める。
- (4) 通報班は速やかに119番に連絡し、送電停止・ガス元栓の閉止等を速やかに行う。

第七条 《警備の基準及び計画》

1. 火災・震災その他の災害が発生し、もしくはその恐れがある時、職員は次の号に測り、適切な処置を講じなければならない。
 - (1) 火災警報、その他警報の発令の場合は、消防隊長は速やかに校内周知し、必要な処置を講じなくてはならない。
 - (2) 火災を発見した者は、直ちに消防機関に通報するとともに、速やかに付近の者に連絡しなければならない。
 - (3) 火災が発生した場合、職員は簡易消火器を持って機を失せず初期消化にあたり、消防隊長の命令により、それぞれの配置につくものとする。
 - (4) 鎮火又は火災の防御が終了した時は、消防隊長は、防火管理者及び校長に報告する。
 - (5) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。防火管理者及び火器設備の間近にいる者は、電源及び燃料の遮断を行い、防火管理者に報告する。
 - (6) 防火管理者は二次災害の発生を防止するため建物、火器設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
 - (7) 避難誘導及び退避の開始は、火災等の状況により、消防隊長の指示により実施するものとする。急を要する場合は、校長の判断による。

2. 消防隊長は災害発生の場合を考慮し、予め避難経路及び場所・重要物件搬出場所・消防機械器具及び水利配置等の計画（整備計画）を定め、隊員・職員に周知せしめるものとする。

第八条 《訓練計画》

1. 消防隊長は、毎年消防訓練計画を立て防火管理者に提示し、計画に基づいて訓練を実施する。
2. 訓練計画の作成に当たって、消防隊長は、予め防火管理者と協議しなければならない。
3. 防火管理者は、前項の協議を受けた場合は、その期日・方法について必要な指示を与えるものとする。

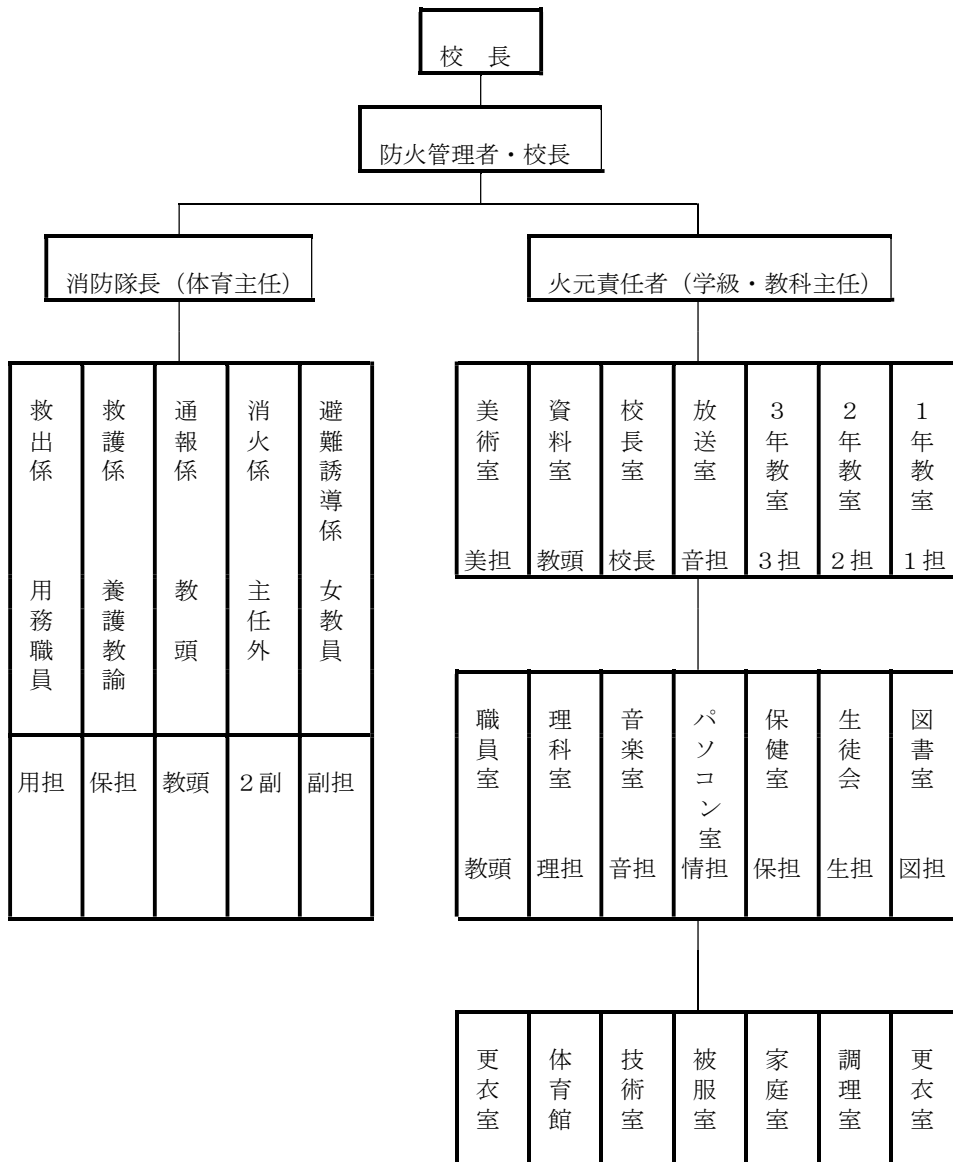
第九条 《消防機関への報告》

1. 防火責任者は、第五条の2項並びに第八条第1項の計画は、毎年第七条の計画設定（変更）の都度、所轄消防長に提出するものとする。
2. 火災予防運動・その他の運動もしくは行事について、消防機関の指導に基づき、防火管理者において別に計画・実施するものとする。

付則 《施行について》

この規定は、昭和55年4月1日より施行する。

馬 路 中 学 校 防 災 組 織



体担	体担	技担	家担	家担	家担	1副
----	----	----	----	----	----	----